

「執行力に関するアンケート」の結果概要

令和2年12月

法務省大臣官房司法法制部審査監督課

○回答機関

合計 153 事業者

うち 認証ADR機関：120 事業者

うち 非認証ADR機関：33 事業者

Q1.これまで、紛争当事者に対する事前相談や手続教示等の際に、履行確保の点に不安があることが、貴ADR機関によるADRを選択されない理由と感じられた経験がありますか。

1.あった	22 事業者	(14.4%)
2.なかった	91 事業者	(59.5%)
3.不明	36 事業者	(23.5%)
無回答	4 事業者	(2.6%)

Q2.これまで行った調停手続において、和解成立後に金銭給付等の履行を約束する内容の和解条項を作成したことがありますか。

1.あった	93 事業者	(60.8%)
2.なかった	46 事業者	(30.1%)
3.不明	10 事業者	(6.5%)
無回答	4 事業者	(2.6%)

Q3. (Q2で1を回答したADR機関のみ回答してください。) そのような和解条項を作成した場合に、履行を確保するためにどのような取組・工夫を行ったでしょうか (複数回答可)。

1.強制執行に服する旨の陳述が記載されている公正証書 (執行証書) を作成する方法	14 事業者	(15.1%)
2.簡易裁判所における即決和解を利用する方法 (民事訴訟法第275条第1項参照)	7 事業者	(7.5%)
3.和解に基づく仲裁判断を利用する方法 (仲裁法第38条第1項, 第2項参照)	9 事業者	(9.7%)
4. (1~3以外に) 下記の空欄記載の取組・工夫を行った。 ※ 記載としては、1~3の方法を紹介したというものや、 <u>和解合意後の履行確認を行ったというものなどがあつた。</u>	22 事業者	(23.7%)
5.特に履行を確保するための取組等は行っていない。	50 事業者	(53.8%)
6.不明	3 事業者	(3.2%)

※回答中の (%) は、Q2で1と回答した93事業者中の比率を示す。

Q4.仮に、調停における和解合意に執行力が付与されることとなった場合、貴ADR機関の受案件数にどのような変化があると考えますか。

1.現状よりも受案件数は増えると思う。	46 事業者	(30.1%)
2.現状よりも受案件数は減ると思う。	0 事業者	(0.0%)
3.現状と受案件数は変わらないと思う。	55 事業者	(35.9%)

4.分からない	50 事業者	(32.7%)
無回答	2 事業者	(1.3%)

Q5. 和解が成立した事案において、その後に紛争当事者から和解条項のとおり履行されないという旨の相談又は苦情を受けた経験はありますか。

1.ある	23 事業者	(15.0%)
2.ない	113 事業者	(73.9%)
3.不明	12 事業者	(7.8%)
無回答	5 事業者	(3.3%)

Q6. 調停における和解合意に執行力を付与することについて、貴ADR機関の考えに近いものはいずれでしょうか。

1.無条件で執行力を付与することに賛成である。	24 事業者	(15.7%)
2.一定の条件の下に執行力を付与することに賛成である。	89 事業者	(58.2%)
3.執行力を付与することには反対である。	27 事業者	(17.6%)
無回答	13 事業者	(8.5%)

Q7. (Q6で2を回答したADR機関のみ回答してください。)

執行力を付与する条件として、貴ADR機関の考えに近いものはいずれでしょうか(複数回答可)。

1. 和解合意の双方当事者が執行力を付与することに合意し、その旨が和解契約書に記載されていることを条件とするのであれば、執行力を付与することに賛成である。	60 事業者	(67.4%)
2. 裁判所の執行決定を経ることを要件とするなど、一定の公的な機関による事後的な審査を要件とするのであれば、執行力を付与することに賛成である。	28 事業者	(31.5%)
3. 一定の種類の紛争や合意内容(例えば、消費者が事業者に債務を負う内容の和解をする場合など)を外すのであれば執行力を付与することに賛成である。	13 事業者	(14.6%)
4. 当該ADR機関の選択を要件とするのであれば、執行力を付与することに賛成である。	14 事業者	(15.7%)
5. 下記の空欄に記載した条件を付すのであれば、執行力を付与することに賛成である。 ※ 記載としては、一定の要件を満たしたADR機関に限るべきといったものや法曹有資格者が手続主宰者となったものに限るべきといったものなどがあつた。	6 事業者	(6.7%)

※回答中の(%)は、Q6で2と回答した89事業者中の比率を示す。

Q8. (Q6で3を回答したADR機関のみ回答してください。)

調停による和解合意に執行力を付与することに反対する理由として近いものはどれでしょうか(複数回答可)。

1. 調停による和解合意に執行力を付与するニーズがない。	6 事業者	(22.2%)
2. Q3の1～3のような代替手段が存在しているため、調停による和解合意に執行力を付与する必要がない。	15 事業者	(55.6%)
3. 私的自治や任意性が重視されるべきADR機関における調停には、執行力はなじまない。	25 事業者	(92.6%)
4. 執行力を付与することにより、応諾率や和解成立率が低下するおそれがある。	7 事業者	(25.9%)

5.悪質な事業者が無知な消費者をだまして和解合意をさせるようないわゆる濫用事例が発生する可能性がある。	4 事業者	(14.8%)
6. (1～5以外に) 下記の理由により執行力の付与に反対である。 ※ 記載としては、 <u>執行できるような条項を作成することができるのかを懸念するものなどがあつた。</u>	3 事業者	(11.1%)

※回答中の (%) は、Q 6 で 3 と回答した 27 事業者中の比率を示す。